

軽自動車税の減免申請について

軽自動車税の納税者で、一定の要件に該当する場合、軽自動車税の減免を受けることができます。

減免の対象となるのは、4月1日現在で次の要件のいずれかに該当する車両に限られます。所有者の名義を確認のうえ申請してください。

なお、減免の対象となるのは、1人1台となります。

■要件

- ①障がい者本人が所有する車両
- ②障がい者と生計を一にする者が所有する車両で、障がい者の通学、通院等に常時使用されているもの

■申請期限

6月23日（火）

■持ち物

- ①申請人（納税義務者）の印鑑
- ②障害者手帳または戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ③運転免許証
- ④納税通知書
- ⑤通学、通院などに使用していることが確認できるもの

平成27年度から適用される個人住民税の主な改正点

平成25年度および平成27年度税制改正で、住宅借入金等特別控除については、居住年の適用期限を平成25年12月31日から平成31年6月30日まで延長するとともに、平成26年4月以後に居住を開始した場合の控除限度額の拡充がされることとなりました。所得税は平成26年分から、個人住民税は平成27年度から適用されます。

	居住年月日	控除限度額
改正前	現行 ～平成25年12月31日	所得税の課税総所得金額等×5% (最高 97,500円)
改正後	平成26年1月1日 ～平成26年3月31日	所得税の課税総所得金額等×5% (最高 97,500円)
改正後	平成26年4月1日 ～平成31年6月30日	所得税の課税総所得金額等×7% (最高 136,500円)

※個人住民税の住宅借入金等特別控除は、所得税額から控除しきれない場合に、限度額以下の範囲で控除を受けることができます。

※平成26年4月から平成31年6月までの控除限度額は、住宅の取得対価の額または費用の額に含まれる消費税等の税額が、8%または10%である場合の金額です。

問合せ先 役場住民課住民税係・資産税係 ☎ (574) 2213

税金は納期限内に納めましょう

平成27年度 町税納期のお知らせ

	町道民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税	口座振替日
6月	1期 6/16～6/30		全期 6/16～6/30	1期 6/16～6/30	6/25（木）
7月		1期 7/16～7/31		2期 7/16～7/31	7/27（月）
8月	2期 8/16～8/31			3期 8/16～8/31	8/25（火）
9月		2期 9/16～9/30		4期 9/16～9/30	9/25（金）
10月	3期 10/16～11/2			5期 10/16～11/2	10/26（月）
11月		3期 11/16～11/30		6期 11/16～11/30	11/25（水）
12月	4期 12/1～12/21			7期 12/1～12/21	12/21（月） ※郵便局は12/25（金）

■納付方法

町税を納付していただくには、金融機関や役場の窓口へ納税通知書（納付書）を持参して納付していただく方法と、口座振替による方法があります。

口座振替は、忙しいために町税の納付がなかなかできない方にかわって、指定した金融機関の預貯金口座から町税を自動的に振替納税することができます。

納付のために現金を持ち歩く必要がなく、うっかり納期限までに納め忘れてしまうこともありませんので、たいへん便利で安全・確実な方法です。町税の納付にはぜひ口座振替をご利用ください。

■口座振替を利用できる金融機関

・帯広信用金庫 ・豊頃町農業協同組合 ・大津漁業協同組合 ・(株)ゆうちょ銀行

■納付が遅れると

町税を決められた納期限までに納付しないことを滞納といいます。

町税を滞納している方には、まず督促状によって納税を促しています。

滞納されますと、本来納めるべき税額のほかに、延滞金がかかります。

督促・催告にも応じず滞納状態が続く場合は、電話や自宅等への訪問により納税をお願いするほか、必要な場合には財産調査を行い、法律に基づいて財産の差押え等を執行することになります。

滞納処分で差押えとなった不動産・動産・債権などの差押財産は換価のための公売を行い、滞納となっている町税に充当します。納付についての相談も行っていますので、早めにご連絡をお願いします。

納税相談

事情により、納期限までに納められない場合は、住民課住民税係または資産税係までご相談ください。

納期限を超過して、納税相談もなく滞納となったままにされますと「差押え」等の滞納処分を受ける場合がありますので、お早めにご相談ください。

<平成26年度滞納処分（差押え）状況>

区分	国税還付金	預金	給与	不動産	生命保険	計
件数	9	5	—	—	—	14
全額	263,821円	466,605円	—	—	—	730,426円

<十勝市町村税滞納整理機構への引継ぎ>

平成26年度 引継件数
2件

十勝市町村税滞納整理機構とは、滞納整理専門の組織を設立・運営することにより、納税に応じない滞納者、あるいは滞納額が高額にまで累積している者を対象に、市町村に代わって財産の差押え・公売等の滞納整理を専門に行う組織です。